

選択的夫婦別姓法案提出について慎重な対応を求める意見書

結婚後も夫婦がそれぞれ結婚前の姓を称することを認める選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正案が、国会に提出される動きがあるとの情報が入っている。

私たちの家庭・家族は古くより祖先と子孫は一つの血と命で繋がり、そして夫婦は一心同体、子は宝という心情の絆で結ばれ、家庭・家族の生活を営んできた。このことは日本の歴史と文化を貫く根幹であり、生活すべての基準であると言える。また、夫婦は親子の絆を最も大切にする道徳的存在であり、国家社会の基礎的単位である家庭は家族の一体感を高め、同時に社会的に夫婦親子であることを公に示す役割を持つものである。

しかしながら、夫婦別姓制度の導入により、夫婦間に生まれた複数の子どもの姓について、父親又は母親のいずれかの姓を選択できるようにした場合、親子兄弟が異なる姓を名乗ることになり、家族の一体感が損なわれる恐れがある。世界の大多数の国で維持されているファミリー・ネームというものがなくなり、他人が見て誰が家族なのか分からないという不都合が生じるとともに、戸籍や住民票の記載も紛らわしいものとなり、行政現場での混乱も来たしかねない。

また、子どもが姓を選択する制度又はどちらかの姓に統一する制度になった場合でも、子どもの姓が親の姓と異なる状況を生み出してしまう。親子を巡る様々な痛ましい事件が報じられ、家庭崩壊の危機が叫ばれる中、選択的夫婦別姓制度の導入は、家族の一体感や絆を損ね、その崩壊を加速助長するものである。

夫婦別姓のため、私たちの家庭・家族が根底から覆され「家族の維持」より「個人の利便」が優先する利己一辺倒の社会となれば、祖先より子孫へという繋がりを大切にする精神的伝統は断絶し、高齢者の介護や親族間の扶養義務の思いも薄まり、伝統文化は急速に変質することが憂慮される。

日本の伝統文化を守り、国の繁栄と平和な生活と共栄を願う立場から、国においては、「夫婦・親子同姓」制度を堅持するため、選択的夫婦別姓法案につき慎重な対応することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月26日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 法務大臣